

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日にB県C市所在のD会社（以下「会社」という。）に入社し、同社のA店への配属を経て、平成〇年〇月〇日からB県E市所在のE店の勤務となった。

被災者は、入社当初から新車販売の営業業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日午後12時頃、自宅2階において自殺を図っていたところを請求人に発見され、救急搬送されたF病院において、同日午後1時53分、死亡が確認された。

請求人は、被災者の死亡は、仕事が忙しく過労が重なったこと、顧客や取引業者に対するサービス不履行などの負担が原因であると推察されるとし、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとしてこれらを不支給とした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査請求をした日から3か月を経過しても審査請求についての決定がないことから、労災保険法第38条第2項の規定に基づき、審査官の決定を経ないで、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 精神障害発病の有無及び発病の時期について

被災者の平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日の死亡時までの健康保険診療の内容をみると、保険診療の殆どが眼科の受診であり、被災者の精神疾患に係る受診歴は認められない。

請求人によれば、要旨、「被災者は、平成〇年春頃から元気がなく、仕事を楽しんでいる感じがしないような状態が続いていたが、同年〇月頃からは肉体的にも大変そうで、亡くなる1か月前には追い詰められている顔をしていた。ぶつぶつ何か言ったり、ご飯を食べる量が減っていた。また、同時期、被災者は会社に行くと、吐き気がする、股関節が痛い、頭が痛い、お腹が痛いと訴えていた。」としている。

この点、Gも、被災者が亡くなる1、2週間前、顔色が悪くて疲れているのかなと思って、「大丈夫」と声をかけた時があったと述べているが、H店長は、被災者が亡くなった後、請求人から、被災者がうつ病のような様子があったかどうか質問をされ、「全然気付かなかった。」と話したところ、請求人も、「私も全然気付かなかった。」と答えたとしており、その他、被災者が精神障害に罹患している可能性について、気がついた旨の申述をしている者はいない。さらに、被災者は、自殺前日の平成〇年〇月〇日に会社の同僚であるIらを誘ってゴルフに行っており、同行した同僚らは、被災者に特に変わった様子はなく楽しくゴルフをしていた旨述べている。

こうした状況から、専門部会は、意見書において、被災者が自殺以前に精神

障害を発病していたと判断できる程の状態は確認されていないとしている。

これに対して、請求代理人は、被災者のうつ病発病を窺わせるエピソードはいくつもあり、被災者の精神疾患の発病を疑問視するのは不当である旨主張しているが、当審査会としては、これまでの会社関係者の申述及び死亡前日にゴルフに行き、特に変わった様子もなかったという事実等、被災者が自殺に至るまでの経緯からみて、専門部会の上記医学的見解は妥当であると判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長は、認定基準を策定しているが、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとする。

したがって、以下、認定基準に基づいて、精神障害の業務起因性について検討するところ、本件は、認定基準による労災認定のための判断要件である「対象疾病に該当する精神障害を発病していること」の要件を満たさないものである。すなわち、被災者には精神障害の発病が認められないことから、被災者の自殺は、業務上の事由により精神障害を発病し、その精神障害によって正常な認識、行為選択能力が著しく阻害され、または、自殺行為を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態で行われたものとは認められないものである。しかしながら、請求代理人は、被災者のうつ病発病を窺わせるエピソードはいくつもあり、被災者の精神疾患の発病を疑問視するのは不当である旨主張していることから、同主張を踏まえ、被災者が精神障害を発病していたものと仮定して、被災者に業務による強い心理的負荷が認められたか否かについて、念のため検討する。

(3) 被災者の発病前おおむね6か月間に起きた業務による出来事について

ア 請求代理人は、自動車販売の営業マンには極めて重いノルマが課せられていたと主張しているが、H店長は、要旨、目標台数の設定を認めた上で、達成できない場合でもペナルティはなく、怒られることも絶対はない、現に、ずっと慢性的に達成していない者もいると述べている。給料についても、基礎給に加え販売台数に応じて販売奨励金が増えるだけであり、0台でも給料は出る旨述べている。また、被災者の同僚の中にノルマ未達成の場合にペナルティがあると述べている者はおらず、むしろ、Iは、頑張ればお金がもらえるというイメージであると述べている。

以上のことから、被災者の営業の業務について、具体的出来事「達成困難なノルマが課された」に当てはめて評価したとしても、達成困難なノルマが

課されていたとは認められず、これにより、被災者の心理的負荷が増大したとも認められないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ 請求代理人は、請求人が提出した労働時間の計算は正確であり、長時間労働だけでも被災者は労災として認定されるべきであると主張しているが、監督署長は、被災者が携帯メールの時刻まで労働していた事実は確認できず、どこからメールしたかも不明であるため、被災者がセキュリティセット時刻まで労働したと仮定して時間外労働時間数を算定している。当審査会としては、請求代理人の主張を踏まえ、再度被災者の労働時間について検討したが、後述のとおり、本来の業務とは判断しえない被災者の行動等も含めて、監督署長は労働時間として算定している部分もあると思料され、監督署長による時間外労働時間数は、最大に見積もられたものであると判断する。この点、請求人らが提出した被災者の時間外労働時間数は、被災者の月間自動車受注販売台数等と連動しておらず、業務との関連を見いだすことができないことから採用できない。

なお、請求人から営業マンの仕事内容について説明するよう依頼されたMは、営業マンは、週末や休みの日にお客様が来店し、商談を行う上に、既に車を購入されたお客様のサービスとして、点検、車検、保険の更新などが発生し、納車も重なり、時に故障及び事故対応を行うために忙しい旨陳述しているが、客の来店が少ない時間帯があること、週末や休みの日を除く客の来店が少ない日があること及び新車を購入した客が必ずしも全てのサービスを購入先の営業マンに求めるとは限らないことなどを考慮すると、売り上げの多い営業マンといえども、終日、1週間、1か月を通して常に多忙であるとする理由にはならない。

したがって、被災者の時間外労働時間数は、監督署長が作成した労働時間集計表のとおりであり、これを具体的出来事の「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」に当てはめた場合であっても、その心理的負荷の総合評価は「中」程度と判断する。

ウ 請求代理人は、被災者が社内規定で禁止されている取引を行ったことも、会社に〇万円もの損害を与えたことも、会社が達成困難なノルマを被災者に与え、「顧客や取引先から無理な注文を受けた」からであり、その心理的負荷

の総合評価は「強」とすべきであること、また、被災者の輸出目的の業者との取引については、具体的出来事の「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」に準じて、業務上として評価すべきである旨主張している。

具体的出来事とされている「顧客や取引先から無理な注文を受けた」については、違法行為を内包する注文を受けた場合の心理的負荷も想定されているところである。そこで、被災者が社内規定で禁止されている取引を行った経緯についてみると、H店長は、被災者は、平成〇年〇月から平成〇年〇月までの1年間で100台受注しているが、うち11台は社内ルールで禁止されている輸出分であり、下取車を会社に隠れて転売し、差額を着服したり、領収書を切らずに現金をもらってきたり、ナビ付きなのにナビ代金を二重取りしたりもしていたと述べており、さらに、会社のJ常務、K営業部長、L総務人事G及びH店長は、監督署職員との面談において、被災者は今回調査して判明したものだけではなく、以前からこういった不正取引を続けていたと思われると述べている。被災者の輸出目的の受注については、H店長は、被災者に対して二度と受けないように注意し、その後の対応についても会社のクレーム担当に回したとしており、会社においても、今後の再発防止のため、「輸出取引防止チェック表」を作成し運用を行っていることが認められる。

当審査会においては、被災者が着服目的で不正な転売等を行っていたか否かについて慎重に検討したところ、①会社の損害額として、判明した分だけで約〇万円ないし〇万円余の額が認められていること、②被災者個人の銀行通帳及び取引明細の写からは、一度に高額な金額の預け入れ（振込、預金等）や支払い（振込、振替等）の取引実態が認められること、③被災者は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まではN、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まではP、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まではQ、の計3社の貸金業者（消費者金融）から借り入れ、入金を繰り返し継続しており、多いときにはその返済残額が数百万に達していた状況が認められることなどから、個人として多額の金銭を取り回していたことは明らかであると判断せざるを得ない。この点、請求人は、当審査会の審理等において、被災者の給料は請求人が管理していること、被災者の小遣いが月〇万円であること、客のカーナビ等を個人で購入し自宅で取付を行っていたことがあったこと

と、別通帳を所持していたことなどを認め、資金の運用については把握しておらず不知と述べているが、被災者は釣り用ボートを所持し釣りに出かけていたこと、定期的にゴルフに出かけていたこと、その他カーナビ等の諸々の支払いを個人として行っていたことが事実として確認されている。

以上のことから、被災者の不適切な行為は、継続的かつ確信的に行われていたものと推認されるどころであり、被災者が会社のためやむなく違法行為に至ったとは判断できず、被災者の行為を営業マンという同種労働者が行う業務として、同等に評価することは到底できない。したがって、請求代理人の主張は採用できない。

なお、認定基準が定める具体的出来事の「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」とは、会社から命令された業務について失敗した場合の心理的負荷を想定されているものであり、被災者の場合、不正な取引を続けた背景において、自ら着服する意図があったものと推認せざるを得ないものであることから、請求代理人の主張は採用できない。

エ 請求代理人は、震災の影響と、○の洪水の影響を受けてストップしていた仕事が平成○年の冬に一気に動き出し、被災者に強い心理的負荷を加え続けたことは、具体的出来事「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」に該当するとも主張しているが、H店長は、平成○年○月、○月は決算期で普段より多い注文を受けたが、その後は売れない時期となり、同年○月頃から生産が回復し、同年○月頃から通常より忙しくなったが、それでも大したことはない旨述べている。また、監督署の「平成○年○月頃から生産が回復し同年○月頃から多忙になったか」との間掛けに対し、Rは、「忙しくなった。」と述べているものの、他の同僚は、「一度に車が流れた訳ではないので助かった。」、「特に感じなかった。」、「元々売れていなかったもので忙しかったことはない。」と述べている。

この点、新車スタッフ別受注販売状況表からは、同年○月以降、店の販売台数が多少増加しており、被災者の販売台数も増加していることが読み取れるが、これは、生産が回復基調となり従来の体制に戻ったことで注文済みを含め販売契約が成立したものと判断すべきで、被災者の死亡が確認された平成○年○月○日までの間における実際の納車台数からは、仕事量が大きく変化したとまでは判断できない。また、店のセキュリティセット時刻からも被

災者を含め同僚の退勤時刻が遅くなった事実は認められない。したがって、請求代理人の主張は採用できない。

以上のように、仮に被災者が自殺以前に精神障害を発病していたとしても、具体的出来事「達成困難なノルマを課せられた」の心理的負荷の総合評価は「弱」、「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」の心理的負荷の総合評価は「中」であることから、被災者の業務による心理的負荷の全体評価は、「中」と判断する。

- 3 以上のおりであるから、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。